



※ 発信年月日 ※ 整理番号 事務所 区分 納税番号 申告区分
 通信日付印 確認印 処理事項

平成 年 月 日 埼玉県 県税事務所長 殿 法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 <small>本県が支店等の場合は本店所在地と併記</small>	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円
法人名		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
代表 氏名印	経理責任者 氏名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の 資本金等の額	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の
 連結事業年度分 の 事業 税 の 予定申告書 方法 人 特別 税

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 <41> の金額	<18>	兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額	<1>	兆 十億 百万 千 円	
所得割額 <42> × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	<19>			<17>の金額			
付加価値割額 <43> × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	<20>			予定申告税額			
資本割額 <44> × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	<21>			<1> × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	<2>		
収入割額 <45> × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	<22>			この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	<3>		
前事業年度の地方法人特別税額 <51>	<23>			この申告により納付すべき法人税割額	<4>		
地方法人特別税額 <23> × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	<24>			均等割額	<5>	円 × $\frac{\text{月}}{12}$	
予定申告税額 <19> + <20> + <21> + <22> + <24>	<25>			算定期間中において事務所等を有していた月数	<6>	兆 十億 百万 千 円	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	<26>			この申告により納付すべき道府県民税額	<7>		
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額	<27>			<4> + <6>			
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要	課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税額	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	<8>	兆 十億 百万 千 円	
所得割	所得金額総額 <28>			法人税割額	<9>		
	所得金額 <29>			道府県民税の特定寄附金税額控除額	<10>		
付加価値割	付加価値額総額 <30>			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	<11>		
	付加価値額 <31>			外国の法人税等の額の控除額	<12>		
資本割	資本金等の額総額 <32>			仮装経理に基づく法人税割額の控除額	<13>		
	資本金等の額 <33>			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	<14>		
収入割	収入金額総額 <34>			納付すべき法人税割額 <9> - <10> - <11> - <12> - <13> - <14>	<15>		
	収入金額 <35>			<15>のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	<16>		
合計事業税額 <29> + <31> + <33> + <35>	<36>			差引法人税割額 <15> - <16>	<17>		
平成28年改正法附則第5条の控除額	<37>			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	<52>		
事業税の特定寄附金税額控除額	<38>			この申告の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	<39>			前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	<40>			備考			
納付すべき事業税額 <36> - <37> - <38> - <39> - <40>	<41>			関与税理士署名押印			
<41>の内訳	所得割 <42>	兆 十億 百万 千 円					
	付加価値割 <43>						
	資本割 <44>						
	収入割 <45>						
摘要	課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税額				
所得割に係る地方法人特別税額	<46>	兆 十億 百万 千 円					
収入割に係る地方法人特別税額	<47>						
合計地方法人特別税額 <46> + <47>	<48>						
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	<49>						
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	<50>						
納付すべき地方法人特別税額 <48> - <49> - <50>	<51>						

第六号の三様式

(道府県民税)

(事業税)

(地方法人特別税)

(電話)